

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月28日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「第15条の2」を「第15条の3」に改める。

第24条の2中「適用」を「規定（組合休暇に係る規定を除く。）の適用」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。